

広島県告示第百八十一号

海岸法（昭和三十一年法律第一号）第五条第四項の規定によって、港湾区域に接する海岸保全区域のうち、港湾管理者の長が管理することが適当であると認め、当該港湾管理者の長と協議して定めた区域は、次のとおりである。

令和二年三月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

昭和六十三年広島県告示第三百二十二号で海岸保全区域として指定した大竹海岸恵川地区の海岸保全区域のうち昭和四十二年広島県告示第百十二号で指定した大竹港港湾区域に接する区域

一 区域

基点一及び基点二を結んだ線及び基点二から補助点の二の一、一の一、一の一、一の一の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域（基点、補助点の表示角度は真北にする。）

二 点の位置

基準点 大竹市小方町大字黒川字上河内堤塘二〇一番の二地先の中浜四等三角点（東経一三二度一三分三六秒二〇八、北緯三四度一四分三六秒三〇二）

基点一 基準点から四三度の方向 七八メートルの点

基点二 基点一から二八二度の方向 二一八メートルの点

補助点一の一 基点一から六〇度の方向 二二メートルの点

補助点一の二 補助点一の一から一二一度の方向 五〇メートルの点

補助点一の三 基点一から六〇度の方向 六八メートルの点

補助点二の一 基点二から二六度の方向 三四メートルの点